

高知市生活衛生情報管理システムに係る契約
仕様書

作成：高知市健康福祉部 生活食品課

目 次

- 1 はじめに
- 2 目標（基本方針）
- 3 全体概要（調達対象）
- 4 全体スケジュール
- 5 本調達の要件
 - (1) システム要件
 - (2) 情報セキュリティ要件
 - (3) 機能に関する要件
 - (4) データ移行要件
 - (5) システム移行要件
 - (6) 新システム操作及び運用研修
 - (7) 利用運用保守要件
- 6 契約条件等
 - (1) 契約期間
 - (2) 業務の再委託
 - (3) その他
- 7 納品物
 - (1) 成果物
 - (2) 作成様式
- 8 個人情報の取扱いについて
- 9 クライアント環境
- 10 知的所有権等（著作権）
- 11 連絡先
- 12 見積書提出に当たっての注意事項

別紙1 ネットワーク概要図

別紙2 システム機能要件一覧

別紙3 システム帳票一覧

別紙4 システム運用保守要件一覧

1 はじめに

高知市（以下「本市」という。）が、高知市生活衛生情報管理システム（以下「本システム」という。）の導入にあたり、

- ・高知市生活衛生情報管理システム構築業務委託
- ・高知市生活衛生情報管理システム運用保守業務委託

について本市の提示する使用条件を満たし、高知市生活衛生情報管理システム構築業務委託及び高知市生活衛生情報管理システム運用保守業務委託に係る契約を行うものである。

なお、本システムは、本市保健所生活食品課の生活衛生業務のうち、食品営業許可、食品検査（収去）、特定給食施設、環境営業許可、畜犬、動物取扱業の台帳を一元的に管理するシステムを構築することにより、業務に係る情報共有及び事務の効率化を図る。

また、導入形態は昨今のクラウド化の流れを汲み、また、サーバ機器の監視・データバックアップ等に人員が割かれずにL G W A N回線を利用したクラウドサービスとする。

2 目標（基本方針）

生活衛生業務を安定的かつ機能的、効率的に行うとともに、セキュリティや耐災害性を向上させ、安全・安心な住民サービスを実現するため、本調達を実施するものとする。

- (1) 新システムは、発注者のL G W A N接続系ネットワークに構築する。
- (2) 対象業務を全て含むオールインワンパッケージを導入する。なお当該パッケージは、対象業務について、地方公共団体（保健所）にて生活衛生情報管理システムの導入実績があり、発注者のユーザ数、業務範囲に対応可能なシステムであるものとする。
 - ① 本格稼働後のシステムの機能改善、関係法令・制度・条例・規則等の改正対応等のバージョンアップ等については、原則として適用作業も含めて、標準保守サービスの範囲内で行えるシステムとすること。ただし、国機関等からの財源措置が適用されるようなシステム変更を伴う場合は、別途協議とする。
 - ② 発注者及び同一パッケージ製品を使用する他の地方公共団体から、機能改善、機能追加に関する提案や要求を受けた場合は、提案要求事項として集約し、今後の改善方針、予定、費用等について随時報告、説明すること。
 - ③ Web ブラウザでの利用が可能なパッケージの標準機能を使用することを基本とすること。
 - ④ バッチ・オンラインの処理を速やかに終了することができるなど、発注者のユーザ数に合った標準システムであること。

3 全体概要（調達対象）

高知市生活衛生情報管理システムの構築に係る調達対象の範囲は、以下のとおりで

ある。

① 高知市生活衛生情報管理システム構築業務委託

- ・パッケージの導入によるシステムの構築及びテストを含む

② 高知市生活衛生情報管理システム運用保守業務委託

- ・新システム利用運用保守期間における使用料・保守料・回線使用料を含む

また、システムの構築後のネットワーク概要図は別紙１のとおりである。

4 全体スケジュール

令和７年６月下旬～令和８年２月 構築，仮運用，データ移行

令和８年３月 本稼働

令和８年３月～令和１３年２月 運用保守

履行期間に応じて、令和８年２月２８日までにすべての構築・導入業務が完了するように開発スケジュールを立案し、業務ごとのスケジュールを提案の上、納品すること。

また、操作研修の日程は、発注者と協議の上決定すること。なお、本稼働時期は、令和８年３月１日からとする。ただし、受注者は発注者の指示に従い、稼働日を柔軟に設定できるように配慮すること。また、稼働日以降は安全確実な利用運用保守が行えるよう、システムトラブル等に備えて十分な支援体制で臨むこと。

5 本調達の要件

(1) システム要件

① システム形態

システム形態はWeb方式を採用し、クライアント側には、Direct Xなど特別なソフトウェアを導入しないクラウド型システムとする。また、導入後のデータ量増加等を想定し、システムが問題なく稼働する性能を有するものを過不足なく用意すること。

② システムの基本条件

基本条件はウェブブラウザ Microsoft Edge（最新版）とする。

③ システムによる対象業務

事業名	主な業務内容	組織（担当）名
食品営業許可管理	食品に関する営業許認可管理や施設の監視指導，消費者や営業者からの食品に関する苦情相談等の情報管理を行う。	食品保健担当
食品検査収去管理	食品の収去検査に関する情報管理を行う。	検査指導担当
特定給食施設	給食施設の申請情報，監視指導の情報管理を行う。	食品保健担当

管理		
環境営業許可管理	営業六法系施設及び営業六法系以外施設（特定建築物、専用水道、簡易専用水道、温泉利用、プール、化製場）の許認可管理、施設の監視指導、環境衛生に関する苦情相談等の情報管理を行う。	生活環境保健担当
畜犬管理	畜犬登録、狂犬病予防注射、動物に関する苦情相談や事故等の情報管理を行う。	動物愛護担当
動物取扱業管理	動物取扱業の登録、特定動物の許可、監視指導、保護動物に関する情報管理を行う。	動物愛護担当

④ システムによる対象情報及びデータ量

(参考数値)

新システム業務内容		施設数	新規許可	廃止件数	監視指導
食品営業許可管理		9,593	1,170	646	2,534
食品検査収去管理		—	—	—	225
特定給食施設管理		366	—	—	314
環境営業許可管理	興行場	14	2	2	5
	旅館	133	1	5	20
	公衆浴場	55	2	3	24
	理容所	330	3	13	52
	美容所	1,021	48	30	208
	クリーニング・コインオペレーションクリーニング	259	1	16	29
	特定建築物	149	1	0	14
	水道（専用水道・簡易専用水道）	545	7	6	27
	温泉利用	14	2	1	4
	プール	4	4	4	6
	化製場	8	1	0	2

畜犬管理	16, 298	1, 756	—	—
動物取扱業（特定動物，保護動物管理含む）	162	11	20	—

⑤ システム利用要件

ア 利用規模

保健所生活食品課（食肉衛生検査所を含む）の LGWAN 接続系端末約 40 台
発注者が別途準備する端末で利用できること。

イ 利用場所

高知市保健所生活食品課（高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 45 号）
食肉衛生検査所（高知市海老ノ丸 13 番 58 号）

(2) 情報セキュリティ要件

本システムの情報セキュリティに関する要件は、以下のとおりとする。

① 個人情報の取扱

受託者は「高知市個人情報保護法施行条例」を遵守するほか、生活衛生業務における特定の個人を識別する画像，データ等個人情報の利用等に関する法律やセキュリティポリシーに基づく情報の取扱いについても法令等を遵守し，本調達に係る業務において適正な対策を講じること。再委託先を有する場合についても同様であること。新システム導入及び利用運用保守に伴うセキュリティポリシーについて，本市と協議の上，定めること。

② 情報セキュリティ対策

本市の情報セキュリティ要件は，次に示す基準類，ガイドライン等に沿って対策を実施すること。また，これらの基準類等が改定された場合は，改訂版のものに準拠すること。

- ・高知市個人情報保護法施行条例
- ・高知市セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針，情報セキュリティ対策基準）

③ 受託者は，この業務を履行するにあたって，別紙「サービス要件」を遵守しなければならない。（別紙「サービス要件」中，「甲」は「高知市」，「乙」は「受託者」と読み替える。）また，LGWAN回線を利用してのサービス提供が可能であること。

(3) 機能に関する要件

① 業務内容

ア システム機能要件

構築する高知市生活衛生情報管理システムは、別紙2「システム機能要件一覧」の全ての機能を実装していること。なお、機能要件は、調達に当たり必須条件を示したものであり、標準パッケージにない機能については、カスタマイズ等の対応により、実現すること。また、構築業務完了時に発注者の想定している機能と実際の機能とが合致しているかについて確認をおこなうことに十分留意すること。

イ 帳票要件

別紙3「システム帳票一覧」に記載のある全ての帳票が出力できること。なお、出力様式は基本的に提案パッケージシステムに沿ったものでよいが、様式欄に「○」と記載のあるものは、発注者が条例等で定める様式にあわせること。

(4) データ移行要件

既存システムから抽出した全てのデータを移行すること。移行対象は下記を予定しており、その詳細は落札業者のみに開示をおこなう。なお、移行データはCSV形式で提供することとし、抽出したデータの項目や桁数等の編集は契約業者側で行うものとする。

① 移行対象：食品営業許可管理，食品検査収去管理，特定給食施設管理，環境営業許可管理，畜犬管理，動物取扱業管理

打合せ等の結果、上記以外に移行が必要な情報があつた場合は、該当する情報を含めて移行すること。既存システムからのデータ抽出は、発注者が別途行うため、本提案費用に含める必要はない。データ移行完了後、データ移行結果報告書を提出すること。

(5) システム移行要件

パッケージソフト及び開発したアプリケーション等、本番稼働に必要なソフトウェアについて本番環境への移行を行い、初期設定等必要な環境設定を行うこと。また、稼働前に本番環境において新システムが正常稼働することを確認し、設計作業等を取りまとめた全ての要件が実現されていることを確認すること。

(6) 新システム操作及び運用研修

発注者が円滑にシステムを運用できるように、研修対象約40人に対し、システム導入時におけるオペレーションの研修並びにシステムの運用に関する助言及び指導を行うこと。

また、研修を実施する場所、研修用端末、端末設置及びネットワーク環境整備は本市で準備するが、研修用端末の設定作業は受注者にて実施すること。

(7) 利用運用保守要件

本システムの運用保守に関する要件は、下記の内容を遵守することとし、詳細は別紙4「システム運用保守要件一覧」のとおりである。

① 新システムはバックアップ等のメンテナンス時間を除き24時間365日利用でき

ること。

- ② 調達する新システムの総合的な保守サービスを受けることができること。
- ③ 障害が発生した場合は速やかにS E又はC Eが対応できること。
- ④ 新システムの定期的なバージョンアップ等は利用運用保守業務委託費用に含むこと。
- ⑤ 突発的な制度改正等においても適切に対応できる体制を整えること。
- ⑥ システムのバックアップは、週7日の世代管理にてバックアップを行うこと。
万一、障害が発生した際は、前日の状態にデータ復旧が行えること。
- ⑦ 担当職員からの各種問合せ・相談の対応を行うこと。この場合、サポート窓口を一本化し迅速、かつ、適切なサポートを行うこと。
- ⑧ 保守対応時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとし、全ての障害対応が可能な体制を整えること。
- ⑨ 操作方法等システムに精通し、担当業務の内容を十分に理解できる要員を常時整えていること。
- ⑩ 操作マニュアルを整備すること。また、マニュアルは、随時差替えを行い、常に最新の状態を保持すること。
- ⑪ 担当職員より運用方法などの相談があった際は、近隣団体の事例を交えて提案を行うこと。
- ⑫ 契約期間終了時には、本システムの後継となるシステム事業者に対し、本システムに係る運用方法や各種ドキュメント等の引継ぎを実施するとともに、別途協議の上でデータ形式を決定し、本市が指定するデータを抽出のうえ、後継のシステム事業者を提供すること。
- ⑬ 契約期間終了後は、本市のシステムデータを適切に消去し、データ消去証明書を本市へ提出すること。
- ⑭ 構築を担当した者が引き続き運用・保守を担当できる体制とすること。
やむを得ず担当者を変更する場合は、事前に本市へ申請のうえ、了承を得ること。

6 契約条件等

(1) 契約期間

契約期間は以下のとおりとする。

- ① 高知市生活衛生情報管理システム構築業務委託
契約締結日から令和8年2月28日まで
- ② 高知市生活衛生情報管理システム運用保守業務委託
令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（長期継続契約）

(2) 業務の再委託

- ① 受託者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以

下「再委託」という。)は原則としてできないものとする。ただし、事前に本市が書面により了承した場合は、この限りでない。

- ② 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
 - ③ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、本市が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について本市に対し報告し、また本市が自ら確認することに協力するものとする。
 - ④ 受託者は、本市が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、本市の承認を得るものとする。
- (3) その他

高知市生活衛生情報管理システム運用保守業務委託契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、契約変更又は解除をすることができるものとする。

7 納品物

(1) 成果物

① 導入計画書

実施計画書、スケジュール、実施体制、テスト計画、その他高知市担当者と協議し必要な事項を明記したもの。

② 帳票サンプル

③ 打合せ記録簿（電子データ）

④ 操作者向けマニュアル

⑤ 管理者向け運用マニュアル（電子データ）

⑥ システム仕様書

⑦ その他必要とする資料

(2) 作成様式

① 紙媒体

A 4 版（必要に応じて A 3 版も可とする）で任意様式とする。

② 電子媒体

媒体は C D - R または D V D - R とする。

※(1)①の納品時期は、契約締結後速やかに、②～⑦の納品時期は令和 8 年 2 月 28 日

までとする。

8 個人情報の取扱いについて

受託者は、運用保守業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受託者は、その検査に先立ち毎年7月に高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

※ 受託者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

※ その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

9 クライアント環境

本システムを利用する標準的なクライアントの主な仕様は以下のとおりである。

表1 標準的なクライアントの主な仕様

形状	ノート型
C P U	インテル® Core™ i5-10310U 相当以上
メモリ	16GB以上
画面	液晶15.6インチ以上、フルHD以上
記憶装置	SSD 512GB 以上
光学ドライブ	DVD-ROM ドライブ
L A N	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応
無線LAN	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax 準拠
O S	Microsoft Windows 10
ソフトウェア	Microsoft Office 2013, Adobe Reader DC, Trend Micro Apex One
W E Bブラウザ	Microsoft Edge

10 知的所有権等（著作権）

- (1) 受注者は、新システムの構築に当たって発生する権利、所有権、著作権及び使用権がサービス提供を妨げるような必要措置を行うものとする。ただし、製作、改修のための著作権使用に関する問題は、全て受注者において処理すること。
- (2) 第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、受注者はその責任において発注者に不利益を与えないこととする。また、そのために

必要な手続等は、受注者の責任において行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、発注者は既存著作物について、当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

- (3) 本調達で構築した新システムの運用期間終了後、発注者が保健所事務総合システムを再調達、再構築する場合において、移行に必要なデータベース情報や、テーブルレイアウト、プログラムロジック等を開示し、円滑にデータ移行が行えるよう対応すること。開示が認められない場合は、発注者との協議により定めた方法で、新たなシステムに必要なデータを発注者指定のフォーマットで引き渡すこと。また、データセンターの記録装置のデータを消去するとともに、消去報告書を発注者に提出すること。
- (4) 本調達による納品物のうち、カスタマイズ部分に関する知的所有権は発注者に帰属することとする。

11 連絡先

高知市健康福祉部 保健所 生活食品課 担当：高橋，信高，山崎

高知県高知市丸ノ内1丁目7番45号

電話：088-822-0588 F A X：088-821-6516

E-mail：kc-140300@city.kochi.lg.jp

12 見積書提出に当たっての注意事項

- ・本調達において提案する構成にて見積書を作成すること。
- ・見積書の作成に要する全ての経費は、委託業者の負担とする。
- ・提出された見積書等を受理した後は、その追加及び変更を認めない。（ただし、本市が追加もしくは変更を指示した場合を除く。）
- ・提出された全ての書類は返却しない。
- ・次の条件に該当する場合は、失格となる場合があるので注意すること。
 - ① 提出書類に不足があった場合。
 - ② 本件に関して、この公告に定める以外の方法により、関係者に直接または間接を問わず連絡を求めた場合。見積書を提出しない場合は、提出期限までにその旨を申し出ること。
- ・本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本市担当者と協議するものとする。